

沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地域等の農業生産不利地域における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要領」という。）及び中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第137号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金要領」という。）に基づく交付金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に補助金等を交付するものとする。その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表1並びに2に定めるところとする。

(相互流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用をしてはならない。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付を申請しようとする市町村は、毎年度知事が定める日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金等決定通知書を市町村長に送付する。

(補助金等の概算払申請)

第6条 市町村は、補助金等の概算払を受けようとするときは、事業補助金等概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、各四半期ごとの出来高見込みを概算請求限度額とする。

(事業内容及び経費の配分の変更)

第7条 市町村は、補助金等事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く）しようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

(完了予定日の変更)

第8条 市町村は、補助金等事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等事業の遂行が困難となった場合においては、補助金等事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金等事業の遂行が困難となった理由及び補助金等事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 市町村は、補助金等事業の遂行について、補助金等の交付のあった年度の12月31日現在において第3号様式により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第6条に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に基づく実績報告については、補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日までに第4号様式により実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金等の確定通知)

第11条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金等事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、市町村に通知する。

2 知事は、市町村長に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずる。

3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、市町村が、当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金等の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村が、補助金等を補助金等事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が、補助金等事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金等事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条の規定に基づく知事の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(事業の効率的推進)

第14条 市町村は、本要綱の補助金等事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

附則

この要綱は平成13年1月22日より施行し、平成12年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は平成16年7月26日より施行し、平成16年度予算に係る補助金等から適用する。

附則

この要綱は平成17年 8 月24日より施行し、平成17年度予算に係る補助金等から適用する。